

第 1 0 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 平成 3 0 年 3 月 2 0 日 (火)

総務文教常任委員会終了後

と ころ 第 2 委 員 会 室

付議事項

1 市議会モニターについて 資料 1 資料 2

2 その他

平成 30 年 3 月 19 日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様市議会モニター
福山清二
樋口晋也
草田和枝
井本和幸

山陽小野田市議会では合併後に議会改革の機運が高まり、議会基本条例の制定から、議会報告会、情報公開等により高い評価を受けています。

そのような中で昨年、「市民とともに歩む議会」として「市議会モニター制度」が立案され導入されました。

議会報告会は市民に議会情報を知らせるだけでなく市民の意見を聴くという機能もあります。しかし山陽小野田市議会はもっと踏み込んで市議会モニター制度を導入し、市民とともに考える議会にしていこうとする議会改革の先進性は素晴らしい取り組みであると受け止めております。

私たちモニターは、そのような前向きな議会の取り組みに共鳴し、モニターの公募に応えて積極的に活動してまいりました。

10 数年前、合併問題が起きたとき、市民は声を上げました。しかし議会とは相まみえず市民運動が展開されました。市民の声は議会に届いていなかったのではないかと思います。

そのときから考えると、議会が「市民の声を聴く」姿勢を持たれ「市民とともに歩もう」とされたことは大変大きな前進だと考えます。

しかしながら、立ち上げたばかりのため制度上の不備もあり十分な運用ができていないのも現実です。

そして何よりこの制度の導入によって、多忙な議会活動に更なる拍車をかけご負担が多くなっているとは思いますが、折角の素晴らしい制度です。パフォーマンスの制度で終わらすことは無念であります。

新しい議長の下で更なる議会改革推進のために、この制度に魂を入れていただくのは議員の皆さん方の「思い」でしか叶いません。

何よりも、私たちモニターは議会の敵ではありません。私たちこそが山陽小野田市議会の一歩の応援団という気持ちでおります。

要綱の見直しは 3 月定例会中に行われるとのことですが、私たちモニターの議会に対する想いと期待をくみ取っていただき、是非ともこのモニター制度確立のため、要綱見直しにつきましては別紙をご検討いただきますようお願いいたします。



要綱見直しにおける意見

1、モニター制度設置目的

◎ 「市民とともに歩むため」との目的を明確化すること

- ・ 市民の代表である議員が、間接民主主義制度に立ち止まることなく、議会としてまちづくりに市民も巻き込み、より高度な民主主義を目指すものであるという姿勢を打ち出すことに価値があると思います。
- ・ 設置目的である「広く市民の意見を聞き」議会活動に生かしていくことはモニター制度の基本ではあるが、同時に「市民とともに歩む市議会」としてのモニター制度であってほしいと思います。

2、モニター会議のあり方について

◎ モニター会議で取りまとめられた意見を議会に対して提出すること

- ・ 年4回の議会報告会において市民個人の意見は出ています。それとは違った意見であることに「モニター制度」の存在意義があるのではないのでしょうか。
- ・ 上記のことから」、モニター会議に対して議長より「議会改革について諮問する」との意定義付けをして、年に何回か「モニター会議」が答申をするという風にしたらどうでしょうか。

1、任期について

◎ 4月1日から3月31日までとすること

- ・ 30年度の**モニター募集**が「手違い」で遅れたから任期を変更するということでは説得力に欠けませんか。30年度の任期は7月1日からでも良いと思いますが、常識的に現行の3月31日を任期とするべきではないでしょうか。

2、モニター資格について

◎ 一定の参加或いは意見提出がない場合の、モニターの解嘱要綱の導入

- ・ モニターの資格は市民及び本市に通勤通学する者であることと間口が広いことは好ましいことですが、モニターの責務を果たそうとしないものについての解嘱要件を導入し、しっかりとしたモニター制度の体制づくりが必要ではないでしょうか。

以上

山陽小野田市議会モニター設置要綱

(設置)

第1条 山陽小野田市議会（以下「市議会」という。）の活動及び運営に関し、市民等から意見等を広く聴取し、反映させることにより、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策討論会 山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）第9条に規定する政策討論会をいう。
- (2) 議会報告会 山陽小野田市議会基本条例第24条に規定する議会報告会をいう。

(職務)

第3条 市議会モニターの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 本会議及び委員会並びに政策討論会を傍聴し、若しくはインターネットにより視聴し、又は議会報告会に参加し、当該会議の運営に関する意見等を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 市議会の議会だより、ホームページ及びフェイスブックページに関する意見等を文書により提出すること。
- (3) 市議会が実施する市議会の運営に関する調査に回答すること。
- (4) モニター会議に出席すること。
- (5) その他議長が必要と認めること。

(定員及び任期)

第4条 市議会モニターの定員は、10人以内とする。ただし、議長が必要と認めたときは増員できる。

2 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(要件)

第5条 市議会モニターは、市議会に関心があり、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の者
- (2) 市内に住所を有する者又は市内に住所を有しない者で市内に勤務し、若しくは通学するもの
- (3) 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者
(公募及び選考)

第6条 市議会モニターは公募とする。

- 2 市議会モニターの選考は、議会運営委員会において行うものとする。この場合において、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委嘱及び解嘱)

第7条 市議会モニターは、議長が委嘱する。

- 2 議長は、市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。
 - (1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。
 - (3) その他議長が必要と認めたとき。

(提出された意見等)

第8条 市議会モニターから意見等が提出されたときは、議長は議会運営委員会に送付するものとする。

- 2 前項の規定により意見等の送付を受けた議会運営委員会は、当該意見等について検討し、検討結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見等が他の委員会の所管に関するものであるときは、議会運営委員会は当該委員会の意見を聞くものとする。

- 3 議長は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、必要に応じて、当該意見等を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(報酬等)

第9条 市議会モニターは無報酬とする。ただし、予算の範囲内で記念品を呈するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される市議会モニターの任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。